

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

野洲市立篠原小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 1 -
3. いじめの禁止	- 2 -
4. 学校いじめ防止方針を定める意義.....	- 2 -
5. いじめ防止等のための組織	- 2 -
◎いじめ防止対策委員会体制	- 2 -
6. 学校全体としての取組.....	- 3 -
＜学校の基本姿勢＞	- 3 -
(1) いじめ防止のための取組	- 3 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携	- 3 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携	- 4 -
7. 重大事態への対処.....	- 4 -
(1) 重大事態の意味について	- 4 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
8. 基本方針の見直し.....	- 5 -
9. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -

篠原小学校のストップいじめアクションプラン

いじめ防止基本方針

令和7年 4月 1日改訂

篠原小学校長

篠原小学校いじめ等防止対策委員会

1. はじめに

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

- (1)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第3条]

- (2)「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- (3)「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (4)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。

- (5)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- (6)好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせた場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、学校いじめ対策組織へ情報共有する必要がある。

3. いじめの禁止

いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではなく、児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすることが必要である。

4. 学校いじめ防止方針を定める意義

- ・学校はいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・児童及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・いじめの加害者への支援にもつながる。

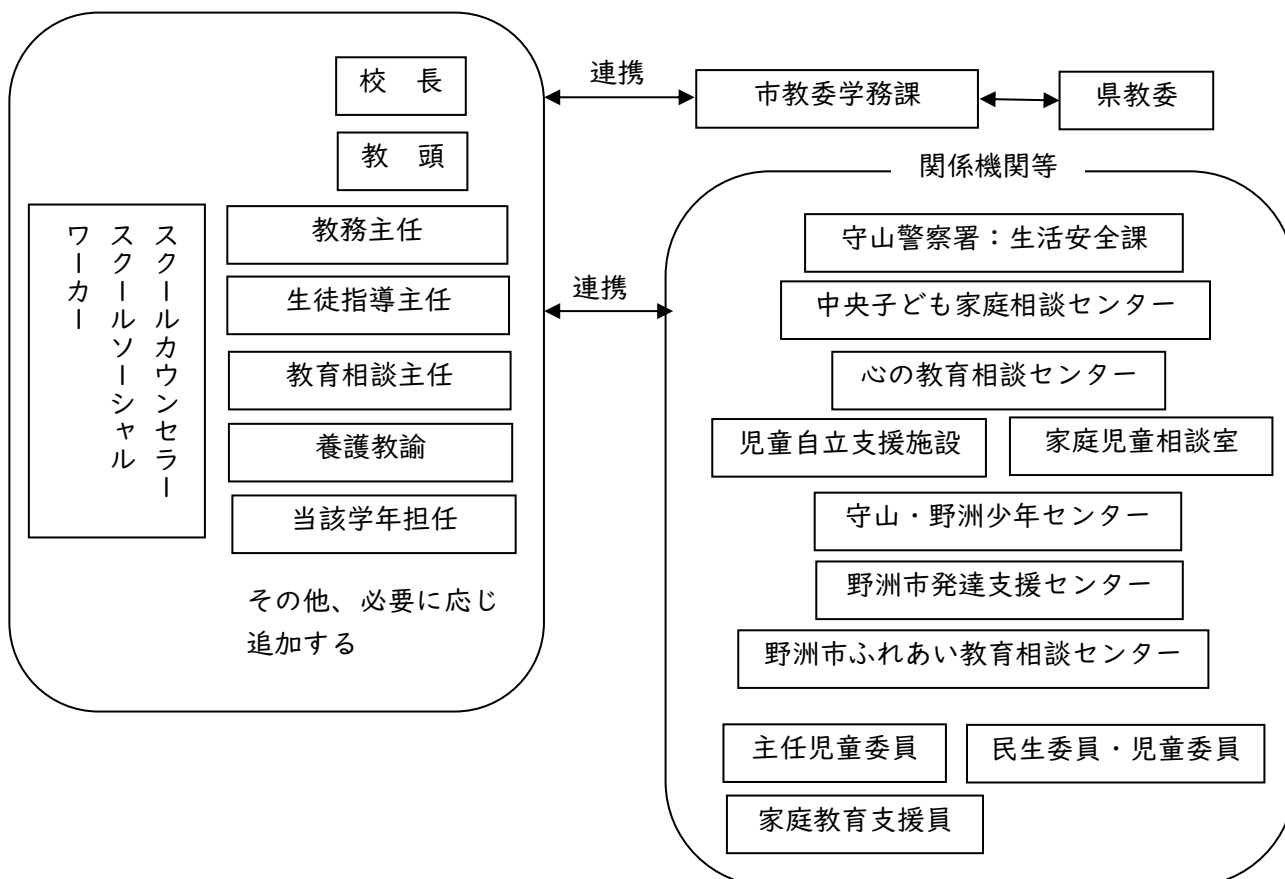
5. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等の対策のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

役割……【未然防止】、【早期発見・事案対処】、【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

◎いじめ防止対策委員会体制



6. 学校全体としての取組

<学校の基本姿勢>

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、校内研修をはじめとして、いじめへの対応にかかる教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。学校として特に配慮が必要な児童（発達障がい、海外や被災地からの転入、LGBTQなど）については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 全教育課程を通して児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 児童が自らいじめについて学び、防止を訴える取組を進める。
- ⑤ 学校いじめ対策組織に報告しないことは規定違反となる。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
- ④ 1日欠席で電話連絡、連続3日欠席の場合は家庭訪問で状況を確認する。連続5日以上欠席の場合は校内ケース会議（アセスメント）を行い、市教委に報告する。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる加害児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、被害児童を徹底して守り通す。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- ④ いじめ解消要件……いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等で確認する。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭用いじめ発見チェックリスト」等を配付して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ 「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域》

学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、児童委員、家庭教育支援員や地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察へ通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

7. 重大事態への対処

(1) <重大事態の意味について>

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などである。
- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

- ・上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会
が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから（いつ頃から）か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。
この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る
ものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き
合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

8. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

9. いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(野洲市立篠原小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	地域の取組や活動
4月	■「いじめ防止基本方針」を全職員で確認 ■家庭訪問	
5月	■「いじめ防止基本方針」を説明 ○全校縦割活動(たてわり遠足) □学級参観	
6月	■いじめアンケート・家庭用いじめ発見チェックリスト ■教育相談 □学級参観 ◇スクールガードリーダー研修会	
7月	□学校評価アンケート実施 □学級懇談会	◇愛の声かけ運動 ◇野洲北中校区地域関係者懇談会
8月		
9月	○全校縦割活動(運動会において) □学級参観 ■いじめアンケート ■教育相談	
10月	●人権作品の取組 □わくわくコンサート	
11月	□学校評価アンケート実施	◇愛の声かけ運動
12月	●人権週間(人権のつどい) ■個別懇談会	
1月	□学校評価アンケート集計	
2月	■いじめアンケート ■教育相談 □学校評価 ○全校縦割活動	
3月	□1年間の反省	
年間を通して	■こどもを語る会 ■いじめ防止対策委員会(毎月) ■いじめ防止のための授業(每学期1回) ■滋賀弁護士会によるいじめ防止授業(5年) □わかる授業づくり □授業ルールの徹底(発表の仕方・聞き方の指導) □子どもの居場所づくり(自己有用感・自己存在感) □5・5交流(5年生と5歳児) □発見されたいじめ事案への早期対応 ・児童への聞き取り ・保護者への連絡、指導 □警察等、関係機関との連携 ●児童会の啓発活動 ・人権委員会 ・計画委員会	◆スクールガードの活動(隔週水曜日) ◇通学路安全当番による見守り

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■●▲◆のマークを付ける)